

特別養護老人ホームにおける入所者のその人らしさを尊重した看護援助の検討

小野幸子 奥村美奈子 坪井桂子 岩崎佳世 古田さゆり 坂田直美 岩村龍子 (大学)
三枝喜代子 (県立寿楽苑) 中村恵子 清水恵子 (県立飛騨寿楽苑) 新美眞智子 (ジョイフル各務原)
酒井晶子 鈴木敬子 (ピアンカ) 松波紀子 坂倉伸司 (友和苑) 大坪有里子 (ナッシングケア寺田)
井亦昭子 岡田由香里 (やすらぎ苑) 吉村久美子 保木平史子 片田代三子 (恵翔苑)
藤野ひとみ 洞口千世 岩田弥生 (大和園) 高田和代 朝倉京子 渡辺希司子 (あすわ苑)
高木明美 (白鶴荘) 中島初美 (喜久寿苑) 上見小夜子 (さくら苑) 安藤悦子 (寿光苑)
小谷文子 (いぶき苑) 土本かおり (千寿の里) 久野美智江 (サンプレッジ 新生苑)
米田みどり (星のくに彩の里) 西崎啓子 (県立岐阜病院) 片桐一茂 (瑞光苑)

I. これまでの検討会の経緯

本課題への取り組みは、本学が開学した平成12年度の早期学外演習で特養看護職より提起された問題と特養と入所者および看護活動に関する郵送法による質問紙調査の結果を基に開始している。すなわち、早期学外演習で提起された問題として、看護活動上の問題として、(1) 看護職の活動が医務室を拠点にした診療の補助業務に限局されており、日常生活の援助に参加している現状がない傾向にあること、(2) 医師はいずれの施設も週2回来所する嘱託医であり、夜間や急変時に必ずしも十分に対応できる状態にない、(3) 看護職は、夜間における入所者の状態の変化に対して、介護職からの電話連絡を受けて指示を出したり出勤せざるを得ない状況にある、(4) 人員配置上、介護職の占める割合が高く、かつ日常生活援助を実践していく上では、介護職との関係を維持し、良好な連携をとるために、看護職の介護職への過度ともいえる気遣い、配慮をしている実態の4点が挙げられた。これらのことから、特養看護職の活動の実態把握の必要性が明らかになった。また、看護職が認識している問題・課題として、(1) 特養看護職として、果たすべき役割に確信がもてない、(2) 看護職間の情報交換の場がない、(3) 特養看護職対象の研修が少なく、かつ施設において、看護職の絶対数が少ないため、研修に参加しにくいなどが挙げられ、特養看護職間の交流・情報交換の場の必要性も示唆された。

そこで、G県の全特養看護職の看護活動の詳細な実態を把握するために、特養と入所者および看護活動に関する郵送法による質問紙調査を共同研究者を募った上で実施した。その結果、55施設中26施設(回収率47.3%)から回答が得られ、全容把握には至らなかったが、多様な問題・課題を抱えていることが明らかになった。

以上を背景に、平成13年7月、「特養におけ

る看護活動に関する検討会」を開始するに至った。この検討会の概要を表に示す。検討会の当初の目的は、(1) 各施設の看護職の活動に関する情報の交換・交流、(2) 高齢者ケアに関する学会・研究会・研修会などの情報提供、(3) 看護活動の改善・充実に向けて研究的活動を行うことであった。

具体的な方法として、県下の全特養看護職(平成13年度55施設)に「平成12年度の調査協力のお礼と報告書」と「検討会開催のお誘い」および出欠席・公文書の有無の記載欄を設けた返信用封筒を同封して郵送した。第1回の検討会の平成13年7月から平成17年12月まで、約4年間、2ヶ月に1回、基本的には第3土曜日とし、14時～17時に実施してきた。なお、平成16年からは、土曜日に修士課程の授業が重なることから実施にあたり、そのつど日程調整しつつ行ってきた。検討会実施に際して、参加しやすいよう、また参加することによって意義が感じられるよう以下の9つの工夫をした。(1) 活動費用の確保、(2) 第2回以降の検討会のお知らせ、『実施した検討会の記録』『次回検討会開催日時と内容』を全特養に送付、(3) 検討開催のご案内はするが、参加を強要しない、(4) 公文書、参加費の領収書発行などの要請に応じる、(5) 参加することを重視し、参加者の負担をできるだけ少なくする、(6) 参加者全員に発言の機会を作る、(7) 検討会における内容は、参加者のニーズの高いものを優先してとりあげる、(8) 検討会開催に関わらず、必要に応じて電話・FAXなどによる対応も可能であることを伝える、(9) 検討会の日時の設定は参加者の都合を配慮し決める。

なお、県の助成を受けた共同研究事業であることと、検討会当初の目的の1つである看護活動の改善・充実に向けて研究的活動を行い、共同研究に繋げていきたいと考え、平成15年度には検討会とは別個に共同研究会を立ち上げた。この研究

的取り組みにおいては、これまでの検討会を通じて、また、特養看護職対象の看護実践研究指導事業（県下の全特養を個別訪問して面接調査をする）と共に、地区別に見出した共通の課題2～3つについてワークショップの実施）を通じて、看護活動上、明らかになった多くの課題の中から共通・優先するものとして、（1）死の看取りを含むターミナルケア、（2）ショートステイ利用者の課題、（3）医療的処置の範囲と対応課題、（4）認知症高齢者の特異的行動対応が挙げ、検討会の参加者と話し合い、「利用者や家族の求めに応じて死の看取りを含むターミナルケアの実現に向けて」と「ショートステイ利用者の受け入れ上の現状と課題及びその取り組み」の2つを取り上げた。そして、看護職が参加しやすいように定期の検討会と同日の午前中に計画した。しかし、絶対数が少ない特養の看護職は、継続的に参加することができず、この取り組みの継続は困難であった。

一方、検討会においても、平成16年度頃より新設特養の参加者による他施設の現状を得ることを目的とした情報交換が中心で、かつ、その内容は発足当初と同様の内容で、看護活動の現状の改善・改革に結びつく実践事例の検討が困難であった。そのため継続的に参加してきた看護職にとっては、発展的検討にならず、志気の低下に繋がるといった状況がみられた。そこで、検討会存続の有無も含め、今後の検討会のあり方に関する質問紙調査を全特養（66施設）に実施した。その結果、継続参加は無理としながらも、看護活動に関する情報交換や最新の医療・看護に関する研修として検討会存続を求める意見が多かった。

II. 今年度の実施事項

以上のことから、平成17年は、質問紙調査の結果に基づき、当初の目的の（1）（2）、及び（3）については共同研究として取り上げた2つの課題に関する事例検討会として企画した。殊に（1）においては、参加者の多くが求めたことから、施設における看護活動上の緊急課題を中心に位置づけた。また要望に基づいて、各検討会に研修会を組み入れた。

なお、検討会で検討する事例については、事例提供者に、対象となっている高齢者とその家族および看護・介護職などの理解を得ていること、また、事例提示に際して、個人名や施設名が特定されないよう加工することを依頼した。さらに、参加者に対しては検討事例の資料の取り扱いに細心の注意を払うよう依頼した。

また、参加者対象の質問紙調査は、その目的・趣旨および結果の取り扱いなどについて口頭で説明し、了解が得られた参加者のみとし、結果の公表に際して、施設名・個人名が特定されないよう加工して取り扱った。

その結果、参加者数も概ね多く得られ、新しい知識や技術を得る機会になったと研修会への満足度は高かった。一方、研究的取り組みに継続的に繋がるような事例検討は提供者も限られており、施設の状況や個人の状況を反映し、検討会の参加の仕方やニーズも多様であった。このような特養看護職の状況をふまえると、共同研究者として対等な立場で研究的な取り組みをすべての看護職に求めるのは難しい段階にあると思われた。そこで、平成18年度からは、現状に即して、研修会等を組み入れる看護実践研究指導事業として位置づけること、継続して参加した看護職には、研究的取り組みをして研究支援することを約束して、了解を得た。

そこで今回の報告会では、本検討会開催当初から平成17年度までの検討会の方法・内容、参加者の数と地区などを振り返って検討会の概要（表）を紹介し、今後、特養ホームにおけるその人らしさを尊重した看護の実現のための看護実践研究指導事業として企画・運営するための資料とすることを目的とした。そして、討論したいこととして、特養における「その人らしさを尊重した看護援助」の実現のために、看護実践研究指導として、どのような企画・運営が実現可能で、かつ効果的か、参加者の皆様と討議することを挙げた。

III. 共同研究報告と討論の会での討議内容

報告事項として、以下の3点を説明した。（1）12月に行われた「これからの特別養護老人ホームにおける看護リーダー養成研修」の伝達講習を3月中に行う。（2）伝達講習に伴い、3月5日に予定していた新規特養のワークショップを延期する可能性がある（年度末に異なる研修会への参加は困難と判断）。（3）現行の特養の検討会では共同研究事業として位置づけることは難しいため、H18年度からは看護実践研究指導事業として位置づけて実施する。

また、検討事項として、以下の2点について尋ねた結果、下記内容の意見・要望が出された。

- 1）実践事業としての特養検討会の開催時期について
考慮してほしいこととして、勤務表を組む前月

中旬までに連絡があれば、勤務の調整や休日をとって参加しやすいこと、施設に届いてから看護職に届くまでに時間を要する場合もあること、年間計画が明示されれば、勉強したいテーマの時に参加するための予定を立てやすいなどの要望があった。

2) 研修会に希望するテーマについて 記録のとり方について

監査や介護保険改正で記録のあり方が評価されるため、必要な内容としてどのような工夫があるか、また、看護記録と介護記録の一本化が望ましいか？ 一本化しているのは5施設であり、内1施設は電子化している。ケアプランのみパソコン入力しており、プリントアウトして記録ファイルに挟んでいたりと、ユニットに置いて各職種が記録している状況が報告された。職種別になっているのは2施設であり、食事・排泄については介護職と二重の記録になることが多いが、看護職の記録としては、病状の変化があった時には特に記録するようにしている。電子化への移行を勧められているが、急な受診時にプリントアウトするために時間を要し、躊躇している現状が報告された。

これらの意見から、看護職として何をどのように記録に残していくかについては研修内容に入れていくこととする。

IV. 検討会がもたらした成果と今後の課題

平成13年度から取り組んだ特養の検討会は24回に及ぶ。この間、検討会の目的を大きくは変えることはなかったが、参加する看護職のニーズに応じて内容と方法については様々な工夫をしてきた。当初の目的であった、特養の看護職が情報を交換したり、新しい知識を得たり、必要な知識や技術を学習する交流の場としての役割は果たしつつある中で共同研究事業としての検討会は12月で終了とした。時を同じくして、特養の看護職を対象とした初めての研修会である看護リーダー養成研修会が厚生労働省の主催で3日間開催された。岐阜県からは検討会において初年度から参加し、中核的な役割を果たしてきた2名が推薦により参加した。そして3月には県下全施設の看護職を対象とする伝達講習として、研修成果の一部を伝達する予定になっている。岐阜県における特養のリーダーナースとして、特養における看護職の活動の質的向上に貢献できる役割が期待されている。今後も大学の教員として、全国の場で活躍できる2人のようなリーダーナースが続くことを願いつつ、検討会から看護実践研究指

導事業へつなげ、特養看護職の応援者として実施し続けていきたいと考える。

表 検討会の実施概要

回数	月	参加者 (施設)	検討内容	緊急課題として提案・ 検討された内容	研修内容
平成13年度					
1	7	8	・検討会の趣旨確認とスケジュール作成	なし	
2	9	16 (14)	・身体拘束廃止に伴う看護活動上の問題・課題と取り組み(事例検討)(推進施設の視察報告)	なし	
3	12	14 (13)	なし	・ターミナルに関する料金 ・MRSA 排菌者の対応 ・B・C型肝炎の職員の予防接種 ・種々の感染予防のための有効な消毒薬	
4	2	12 (12)	・機能訓練の現状 ・異食のある認知症高齢者の対応	・看護職と介護職の連携の現状とあり方 ・特養において可能な医療的行為 ・機能回復訓練の実践状況とあり方	
平成14年度					
5	4	10 (10)	・ターミナルケアの実践事例(1事例)	なし	
6	6	15 (15)	・各施設における看護・介護マニュアル保有の現状と課題	なし	
7	8	14 (14)	・感染症の早期発見・対処のマニュアル作成	・白癬のある足指・爪の肥厚に対するケア ・初めてのターミナルケア ・嘱託医との連携の現状とあり方	
	9		なし	なし	・効果的な体位変換 キネステイク (外部講師)
8	10	13 (13)	・感染症の早期発見・対処のマニュアルの再検討	・受診の際の嘱託医との関係 ・入所者同士との恋愛	
9	12	19 (18)	なし	・転倒を繰り返すショートステイ利用者の対応	・高齢者の摂食障害と ケア (外部講師)
10	2	14 (14)	・療養上の世話・医療的処置における看護職と介護職の役割 ・感染症の早期発見・対処のマニュアルの再検討	なし	
平成15年度					
11	4	16 (14)	・死の看取りの実践事例(3施設より11事例)	・入所者の施設内死亡希望者の実態報告 ・利用者と職員の健康診査の現状	
12	6	21 (15)	* 共同研究として取り組む課題と共同研究者・進め方の検討【郡上で実施】	・記録・申し送りを含む職員間の情報の伝達・共有のあり方 ・経管栄養(経鼻・胃ろう)の適応判断 ・透析治療を受けている高齢者の受け入れの現状	
13		15			
14	10	14 (11)	・共同研究の実施計画について 1) 特養におけるターミナルケア 2) 特養における医療的処置の対応課題 ショートステイ利用者の看護・介護上の課題 3) 認知症高齢者の特異的行動に対する看護・介護上の課題	なし	
	12		1), 3) について共同研究		
15	1	21 (18)	・感染予防に関する共同研究 ・共同研究1)(1事例検討)	なし	・施設内の消毒法 (外部講師)
16	3	15 (13)	・死の看取り(1事例)	・事故報告書やヒヤリハットの活用の現状とあり方	
平成16年度					
17	5	12 (11)	・死の看取り(2事例)	なし	
18	7	13 (13)	・死の看取り(1事例)	・新施設より情報提供の依頼	・認知症高齢者の看護・介護その①
19	12	15 (13)	なし	なし	・経管栄養中断に関する法的立場からの見解 (外部講師)

平成 17 年度					
20	4	10 (9)	*検討会の今後のあり方に関する検討会の検討	なし	・認知症高齢者の看護・介護その②
21	6	14 (12)	・ショートステイ利用者の看護・介護上の問題・課題と取り組みの実践事例（1事例）	なし	・施設の看護・介護職に可能な転倒予防のための筋力トレーニング（外部講師）
22	8	19 (17)	・死の看取りを含むターミナルケアの意識調査の結果報告 ・ショートステイ利用者の看護・介護上の問題・課題とその取り組み（1事例）	なし	・高齢者のフィジカルアセスメント：その①
23	10	18 (18)	・医療依存度の高いショートステイ利用者の受け入れの現状と取り組み ・疥癬発症時の対応（1事例）	事例検討：ターミナル期にある高齢者の対応	・高齢者のフィジカルアセスメント：その②
24	12	16 (16)	なし	なし	・高齢者のフィジカルアセスメント：その③

*13 回については台風のため参加者が限られており詳細な内容は不明